

# J E S C Oコーポレートガバナンス基本方針

制定 2016年12月12日

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 当社は、「安心して暮らせる豊かな社会づくり」を基本理念とした「グループ経営理念」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的として、本コーポレートガバナンス基本方針を定める。

### 【グループ経営理念】

J E S C Oは、安心して暮らせる豊かな社会づくりに貢献するため、あらゆる社会状況を注意深く洞察し、エレクトロニクスを基盤として培ってきた、知識・技術・経験を若く真摯な人材によって生かし、さらに研究し、提言し、実践するため、ここに「FOR SAFETY FOR SOCIETY」の理想を掲げ、目的の実現に向けて努力を続けます。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第 2 条 当社は、企業としての持続的な発展を図り社会からの信頼を獲得するため、経営における意思決定の迅速性、的確性、公正性及び透明性を確保することを、コーポレートガバナンスの基本的な考え方とする。

(行動指針)

第 3 条 当社は、この「グループ経営理念」を浸透させ、実現するために、「グループ経営理念」をわかりやすく具体的に表現した「グループ行動指針」(別表)を制定し、実践する。

(中期経営計画の策定・公表)

第 4 条 当社は、長期ビジョンに基づき、その実現に向けた実行計画として中期経営計画を策定し、公表する。

2. 取締役会及び経営陣幹部は、中期経営計画の目標の実現に最善の努力を払うとともに、目標未達があった場合には、その要因について分析し、株主に説明するとともに、その分析を次期以降の計画に反映させる。

## 第 2 章 ステークホルダーとの関係

(ステークホルダーの利益の考慮)

第 5 条 当社は、自らが担う社会的な責任を果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、当社の株主、お客様、従業員、取引業者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

(株主の権利の確保)

第 6 条 当社は、株主の権利を尊重し、少数株主等の権利行使にも配慮する等、その実質的な平等性を確保し、権利行使に係る適切な環境整備を行う。

(株主総会における権利行使)

第 7 条 当社は、株主が株主総会議案について十分に検討する時間を確保し、適切に議決権を行使できるよう、招集通知発送前に、TDnet や当社のウェブサイトにより電子的公表を実施する。

2. 当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用や、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境整備に向け検討を行う。なお、招集通知の英訳については、海外投資家が一定割合を超えた場合に検討する。
3. 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、信託銀行等と協議しつつ検討を行う。
4. 取締役会は、株主総会において可決に至ったものの反対票が相当数にのぼる会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(資本政策の基本的な方針)

第 8 条 当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識し、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針とする。

2. 当社は、安定的かつ持続的な成長を可能にするため、強固な財務基盤の維持向上に努め、内部留保の用途については今後の事業展開への備えと中長期的な戦略投資等に活用していくこととする。

(政策保有株式)

第 9 条 当社は、中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断が出来る場合において、株式を保有する方針とする。

2. 政策保有株式のうち主要なものについて、前項の目的との整合性及びリターン・

リスクを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しの検証を実施する。

3. 当社は、政策保有株式に係る議決権について、企業価値の向上に資するか否かの観点から、適切に行使する。

(株主の利益を害する可能性のある資本政策)

第 10 条 当社が支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う場合には、取締役会において、その必要性及び合理性を検証の上、株主への十分な説明を行う。

(多様性の確保)

第 11 条 当社は、女性、外国人、高齢者等の採用・活用をすることで、多様な視点や価値観を通じて、会社の持続的な成長を推進する。

(内部通報)

第 12 条 当社は、内部通報に係る体制として、社内通報窓口の設置と社内通報制度規程を定める。その体制において、社外の弁護士事務所も通報窓口とするとともに、通報者情報等の秘密を保持し、通報を行った役職員等に対し通報を理由として不利益な取扱いを行わない。

(社会との関係)

第 13 条 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題を重要と認識し、行動指針に「社会に対する活動」を個別指針として明示して、適切な対応を行うよう努める。

(関連当事者取引)

第 14 条 当社が取締役または主要株主等との間において取引を行う場合には、関連当事者取引規程に従い、その取引の重要性や性質に応じ、事前に取り締役に付議し、取締役会の審査・承認を得る。

### 第 3 章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第 15 条 当社は、財務・経営成績等の情報、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外においても、これらの情報をステークホルダーにわかりやすく、積極的に提供するよう努める。

2. 当社は、海外投資家が一定割合を超えた場合には、海外投資家等に対する情報開示を充実させるため、合理的範囲において、アニュアルレポートや英文ウェブサイト等による英語での情報開示に努める。

## 第 4 章 コーポレートガバナンス体制

### (機関設計)

第 16 条 当社は、監査役会設置会社を選択し、監査役及び監査役会が、取締役の職務執行を監査する。

### (取締役会の構成)

第 17 条 当社の取締役会の定員は定款の定めによる。

2. 取締役のうち 2 名以上は、独立かつ客観的な業務執行の監督の実効性を確保するために、独立社外取締役とする。

### (取締役会の役割・責務及び執行役員)

第 18 条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促すため、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現する責任を負う。

2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営的的確性・公正性・透明性を確保するとともに、法令、定款、取締役会規程において定められた重要な業務執行の決定を行う。
3. 取締役会は、経営意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するため執行役員を選任し、取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程に従い、重要性を踏まえた上で、重要な業務執行以外の業務執行の決定権限を業務執行する執行役員に委任する。
4. 取締役会は、当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制に係る「内部統制基本方針」を定め、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制等のリスク管理体制を整備するとともに、その運用が有効に行われているかを適切に監督する。

### (独立性判断基準及び資質)

第 19 条 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対して助言、監督できる以下のいずれかの経験・資質を持つ人材を重視する。

- (1) 他社の役員・経営幹部の経験があり、会社経営に精通している者
- (2) 法令・会計等の専門的知見を有している者

### (独立社外取締役の役割)

第 20 条 独立社外取締役は、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、経営方針等について助言を行う。

2. 独立社外取締役は、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行う。

3. 独立社外取締役は、当社と経営陣・支配株主等との間の利益相反行為を監督する。
4. 独立社外取締役は、経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。
5. 独立社外取締役は、経営陣との連絡・調整や監査役及び監査役会との意見交換・連携を確保する。

(取締役候補の指名方針と手続)

第 21 条 取締役候補の指名は、個々の経歴、実績や人間性、知識、経験、能力等の全体のバランスを考慮して行う。

2. 取締役候補の指名は、関係部署との協議を踏まえ会長兼 CEO が選任案を作成し、独立社外取締役の意見や助言を受けた上で、取締役会で決定する。
3. 取締役候補の個々の指名理由は、株主総会招集通知等において開示する。

(取締役の兼任制限)

第 22 条 取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その役割及び責務を適切に果たすため、必要かつ合理的な範囲にとどめる。また、重要な兼任の状況は、株主総会招集通知等において開示する。

(取締役会の運営)

第 23 条 取締役会の審議事項、審議時間及び開催頻度は、重要な業務執行の意思決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定する。

2. 取締役会における充実した議論を実現するため、取締役会への付議事項及び報告事項について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、事前の資料の送付又は説明を行う。
3. 取締役会の年間スケジュール及び予想される審議事項は予め決定する。

(取締役会全体の実効性評価の実施方法)

第 24 条 取締役は、毎年度、取締役会の実効性について自己評価を行う。

2. 取締役会は、前項の各取締役の自己評価を参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

(監査役会の構成)

第 25 条 当社の監査役員の員数は定款の定めによる。

2. 監査役の内その半数以上は独立社外監査役とする。

(監査役候補の指名方針と手続)

第 26 条 監査役候補の指名は、個々の経歴、実績や人間性、知識、経験、能力等の全体のバランスを考慮して行う。

2. 監査役候補の指名にあたっては、財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任する。
3. 監査役候補の指名は、監査役会の同意を得て、取締役会で決定する。
4. 監査役候補の個々の指名理由は、株主総会招集通知等において開示する。

#### (監査役会の役割・責務)

第 27 条 監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社及び株主共同の利益のために行動するとともに、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任及び監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を果たす。

2. 監査役及び監査役会は、前項の役割・責務を果たすため、能動的・積極的に権限を行使するとともに、監査役及び監査役会は、取締役会及び経営陣に対して適切に意見を述べるよう努める。
3. 監査役会は、第1項の役割・責務を十分に果たすため、独立社外監査役が有する強固な独立性、及び常勤の監査役が保有する高度な情報収集力を有機的に組み合わせ、その監査の実効性を高めるよう努める。
4. 監査役及び監査役会は、独立社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、独立社外取締役との連携を確保する。

#### (監査役の兼任制限)

第 28 条 監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その役割及び責務を果たすため、必要かつ合理的な範囲にとどめる。また、重要な兼任の状況は、株主総会招集通知等において開示する。

#### (外部会計監査人)

第 29 条 監査役会は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うため、次の対応を行う。

- (1) 外部会計監査人を適切に選定・評価するための基準の策定
  - (2) 外部会計監査人に求められる独立性及び専門性を有しているか否かについての確認
2. 経営陣、監査役及び内部監査部門は、外部会計監査人による適正な監査を確保するために、外部会計監査人との間で定期的又は随時の打合せや意見交換を行う。また、取締役会は、外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合又は不備・問題点を指摘した場合、適切に対応する。

#### (報酬決定の方針と手続)

第 30 条 業務を執行する取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成する。

2. 業務を執行しない取締役の報酬は、基本報酬とする。

3. 基本報酬は、取締役の経歴・職歴・職務ならびに関連する業界の水準等を参考に、独立社外取締役の助言を受けた上で、会長兼 CEO が原案を作成し、取締役会で決定する。
4. 業績連動報酬は、業績に連動したストックオプションとする。

(取締役会及び監査役会の支援体制及び任意の機関)

第 31 条 当社は、取締役会事務局を総務人事室に任ずる。

2. 取締役会は、取締役会での十分な議論を可能とするため、取締役会事務局に以下の支援を行わせる。
  - (1) 取締役会における充実した議論を実現するために、取締役会に先立って、議題に関する資料を取締役及び監査役に配付する。ただし、機密性の高い議題に関する資料についてはこの限りではない。
  - (2) 独立社外取締役に対し、必要に応じて議案の内容について事前に説明する。
  - (3) 前各号に規定するもののほか、独立社外取締役を含む取締役及び監査役が十分な議論や適切な意思決定を行うために必要な情報を随時提供する。
3. 当社は、統治機能の更なる充実を図るため、任意の機関として「コンプライアンス委員会」「リスクアセスメント委員会」「内部監査室」を設置する。

(取締役及び監査役のトレーニングの方針)

- 第 32 条 当社は、取締役及び監査役に対し、当社の事業に関する監督・監査機能を果たすために必要な研修として、就任時に、関連法令並びに定款、取締役会規則及び重要な会社の方針等を定める社内規程ならびに事業概要に関する研修を実施する。
2. 当社は、取締役及び監査役に対し、年 2 回ないし 4 回程度開催される幹部セミナーにおいて、事業の状況等の理解を深める機会を提供する。
  3. 当社は、取締役及び監査役に対し、前項に定める研修に加え、外部の団体や専門家等による研修を受講する機会を継続的に提供する。
  4. 当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役に対し、当社グループ及びその事業についての理解を深めるため、必要に応じて安全パトロールへの参加による現場の見学会等の施策を実施する。

## 第 5 章 株主との対話

(体制整備・取組みに関する方針)

- 第 33 条 当社は、当社の持続的成長・中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で、建設的な対話・面談に取り組む。
2. 当社は、株主との建設的な対話を実現できるよう、IR 活動全般を統括する IR 担当役員として財務経理室担当執行役員をこれに任ずる。

3. 株主総会の場以外においても株主との建設的な対話を行うために、年 2 回の決算説明会の他、証券会社が開催する IR セミナー等に積極的に参加して、株主と経営トップとの対話の機会を活用する。
4. 決算説明会資料をはじめとする I R 関連資料については当社ウェブサイトに掲載し、全てのステークホルダーに対して情報開示の公平性が確保できるよう努める。
5. 株主との対話において得られた意見などは、定期的に会長兼 CEO 並びに社長に報告するとともに、取締役及び関係部署へ必要に応じてフィードバックし、情報の共有・活用を図る。
6. インサイダー情報は適切に管理し、株主との対話においてインサイダー情報の伝達を行なわない。

## 第 6 章 その他

(改廃)

第 34 条 本コーポレートガバナンス基本方針の改廃は、取締役会の決議による。

## 【JESCOグループ行動指針】

経営理念に基づき、グループ一体運営を推進して、経営の効率性・透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値を最大化することを基本方針としています。また、安全確保と品質の向上、コンプライアンス、リスク管理の強化を推進していきます。

この行動指針は、経営理念実践のためわかりやすく具体的に表現したものです。

### 〈ステークホルダーに対する活動〉

#### 1. 取引先・株主・社員のための会社

私たちは、お客様満足の上昇を通じて、株主はじめさまざまなステークホルダーの満足度を高めるよう努力します。その実現のため、社員満足と社員一人ひとりのレベルアップを図ります。

#### 2. 法令その他社会的規範の遵守

##### ① 法令・社会的規範・社内規程の遵守

私たちは、法令・社会的規範・社内規程の遵守を徹底し、JESCOグループで働く人々の違法行為や規程違反行為には、厳正な姿勢で臨みます。常に高い企業倫理と社会良識を持って行動し、万一違反する事態が発生した場合は、再発防止と説明責任を尽くして信頼回復に努めます。

##### ② 反社会的行為の禁止

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には、断固たる態度をとります。

### 〈お客様に対する活動〉

#### 3. お客様満足

私たちは、お客様の信頼と期待に応えることを基本とし、誠実・正確・迅速を心がけ、お客様の期待以上のサービスの提供に努めます。

#### 4. 技術屋集団

私たちは、若く真摯な技術屋集団をめざし、一人ひとりが自己研鑽に励み、社会環境の変化に積極的に対応していきます。特に今後成長の著しい ASEAN 地区への展開をより強力に推進します。

#### 5. 安全と品質管理

私たちは、安全に最大限配慮し、高品質な製品・サービスの提供に努めます。

## 〈社会に対する活動〉

### 6. 企業市民活動

私たちは、健全で豊かな社会づくりをめざし、企業の立場から積極的に企業市民としての活動を行います。

### 7. 環境の保全

私たちは、人のため、社会のため、住みやすい地球環境のため、環境保全と経済発展を両立させる持続可能な社会の実現をめざします。

## 〈情報に関する活動〉

### 8. 情報の管理

私たちは、情報の積極的な活用を図るとともに、情報漏えいの防止など情報セキュリティの徹底を図ります。

### 9. 情報開示（ディスクロージャー）

私たちは、お客様や株主の方々はもとより、さまざまなステークホルダーに対して、当社の公正かつ正確な財務情報、経営方針、事業活動などの企業情報を適時適切にわかりやすく提供するよう努めます。